

委員会紹介

第9回 厚生委員会

厚生委員会委員長 近藤 健太 (48期)



「弁護士会の福利厚生」と言ってもピンと来ない方が多いかもしれませんが、東京弁護士会厚生委員会では東弁会員の福利厚生に関する各種事業を行っております。

今回はその一端をご紹介します。

1 メンタルヘルスケア

「こころの相談ほっとライン」の開設

裁判官や依頼者とのやり取り、あるいは事務所内での人間関係等、とかく弁護士には対人関係のストレスが付きものです。ある程度解消できるうちは良いのですが、重いストレスを抱えたままでは業務の遂行に支障を来しかねません。

そこで、2008年4月、東京弁護士会では、会員メンタルヘルスケアのため、「こころの相談ほっとライン」を新たに開設しました。東京弁護士会会員（弁護士法人会員を除く）や、その被扶養者及び配偶者は、メンタル面に關し、電話・WEBカウンセリング（臨床心理士や産業カウンセラーが対応します）を何回でも無料で受けることが可能です。東京弁護士会用の専用回線・ホームページが開設されておりますので、メンタルトラブルがありましたらご相談下さい。また、カウンセリングルームにおける面談カウンセリングも可能で、1人年5回まで無料です。是非ご活用下さい。

詳細は東弁ホームページ（<http://www.toben.or.jp/>）中の会員ページ「新着情報 一覧」をご覧ください。

2 団体定期生命保険

東京弁護士会では相互扶助の一環として、掛け捨て方式の団体定期生命保険制度を発足させています。弁護士登録したばかりでまだ保険に加入してい

ない方、あるいは現在加入している保険を見直したい方は、是非加入をご検討下さい。

参考までに、2007年度の配当率は55.9パーセントでした。支払った保険料が半分以上返ってくる計算です。

詳しくは経理課（TEL.03-3581-2208）までお問い合わせ下さい。

3 弁護士補償事業廃止に伴う経過措置

東京弁護士会では従前から弁護士補償事業を実施してまいりました。これは、死亡された会員ご遺族に死亡給与金を支給したり、傷害や病気のため1か月以上職務を遂行できなかった会員に傷病給与金を支給するものです。

しかしながら、保険業法改正に伴い、当該弁護士補償事業は2008年3月末日をもって廃止されました。ただ、経過措置として、2008年3月末日までに支給事由が発生した方につきましては、2009年3月末日までに申請することによって支給可能な場合があります。

詳しくは会員課（TEL.03-3581-2203）までお問い合わせ下さい。

4 おわりに

夏期合同研究終了後の懇親会や文化の日恒例の東弁大運動会、また東弁テニス大会など、東京弁護士会のイベントは多数あります。若手会員も是非積極的にご参加下さい。

* 厚生委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第3水曜日 午後3時～5時
担当事務局 会員課 TEL.03-3581-2203